

第30回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成23年8月29日(月) 13:50~15:42

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用第1208特別会議室

3 出席者

【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、佐々木委員、椿委員、廣松委員、山本委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省大臣官房調査統計グループ調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課長、環境省総合環境政策局環境計画課主査、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

西川総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官(統計基準担当)、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

- 4 議 事 (1) 追加重要検討事項(東日本大震災に係る統計データの提供等)の審議
(2) 国民経済計算ワーキンググループの審議結果について
(3) その他

5 議事概要

- (1) 追加重要検討事項(東日本大震災に係る統計データの提供等)の審議

追加重要検討事項(東日本大震災に係る統計データの提供等)の取組状況について、総務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省から資料2に基づき説明が行われた後、質疑応答が行われた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・各省がそれぞれ現場を考え震災対応をしているが、いち早く定常の状態に戻していくことが必要。阪神・淡路大震災の際は、例えばある県が調査できず、他の46都道府県により集計、公表したというようなことは時系列データでは確認されていないが、そのような例はあるのか。
→阪神・淡路大震災の際に、調査できずに県単位でデータが抜けたというようなことはない。
- ・一部の県が調査されていない期間がある場合の全国結果については、その点を注記することが考えられるが、除外県があるという意味では全国結果ではなく参考値の扱いとなるのか。
→一部の県を除くという変更申請が出ているので、それが公式な統計ということになる。
- ・沖縄が返還された時には、時系列的にはつながっていない。返還の前後で注意書きの下、公表されていたと思う。厳密な意味で定義をそろえることは、研究レベルの議論になると思われる。
- ・特に月次データの場合は、次に季節調整をどうするかという議論が出てくるが、例えばリーマンショックの時の対応では、外れ値等を一律に扱うことはせず各府省の判断に任せており、やはり

- 調査やデータごとに判断し、対応せざるを得ないのではないか。
- ・同じ府省でも統計によって対応が異なる場合がある。各府省に任せてよいのか、何らかのガイドラインを示すべきか。また例えば行政記録や民間の調査による補完の方法や、個々の研究者での対応か、政府部局として対応するのかという議論がある。
 - ・どのように補完するかも重要だが、各基幹統計について、どの期間・どのデータが抜けており、今後埋めていくことができるのか、現状と見通しを確認し、まとめる必要がある。
- 各府省の調査における扱いの概略については、ある程度状況が落ち着いた段階で、まとまった形にしたいと考えている。
- ・審議結果報告書に書く内容について、現状はまだ進行中であるものの、今後の各省の対応について、統計委員会として各省にこういう対応を望むという形の記述になるのではないか。
 - ・調査対象者にも配慮する必要があるので、統計委員会としては、なるべく失われたデータを事後的に何らかの形で復元するような努力をすることについては、調査実施者に御協力いただくと同時に、調査対象者にも御協力をお願いするという事ではないか。
 - ・復元については、様々な情報を集めることが考えられ、回顧調査の実施も考えられる。
 - ・政府で決定した復興基本方針の中で、記録を残し、今後の進捗について点検しながら進めることが謳われており、その観点から、今後復興の段階に入り、第三次補正予算等対応していく際に、まさに前向きな観点から、状況がどうなっているか、今後何がわかるのかについて、整理確認することが必須であると思う。
 - ・今後自然災害が発生した際に、今回の扱いが参考となる可能性があるため、ここでの議論について審議結果報告書に明記することが、統計委員会の責務として課せられているといえる。
- 既にこれまでの各調査における対応は出ており、それをもう少し詰めて、具体的に調査と集計結果にどの程度影響が出たのか、将来復元を考慮すべき調査なのか、復元する際は回顧調査を行うのか、他の調査で補完できるのか、大幅な誤差が生じるのか等について個別の判断を経ないと、統一的なことは言えないのではないか。それらの点を各省も含めて検討した上で、また説明させていただきたい。
- ・基本的な考え方は、4月8日の委員長談話でほぼ尽きており、それをどう具体的化するかについて、審議の中で触れることになるのではないか。
 - ・今回の震災を機に、放射線量など、新たな統計に関するニーズがあると考えられる。統計の新設、実施は様々な制約があり難しいことは理解するが、一方で統計に求められるものも震災を機に変わっていると考えられるので、そのあたり、もう少し目配りした方がよいのではないか。
 - ・例えばある県で6か月調査できず、その後調査を再開した場合に、月次集計では特定の期間、一部県を除外したことを注記すればよいが、年次集計の場合には、残りのデータで全体の集計とする対応や、月によって調査対象が異なることの注記による対応など、様々な方法が考えられる。この点について、何かこうすべきという方向性を打ち出す必要はあるのか。
- それぞれの調査において対応を検討していると思うが、各府省一律の対応は想定していない。
- ・各省の検討状況について、統計委員会に報告することになるのか。どのような形になるのか。
- 利用者に誤解がないよう、委員長談話に沿った形で、公表時に注意書きや情報を併せて提供していくことになると思われる。
- ・各府省の対応が異なると、ユーザにとっては分析に支障が生じる。
- 被災地の調査への影響は、統計の性質によって異なるので、各府省の調査対象、調査内容について精査した上で、大きな影響があるならば、対応を検討いただくということになると考えられる。

その点も含めて公表時に示せば、ユーザも理解できるのではないか。少なくとも基幹統計については、対応をどう考えるのか、必要であれば情報整理はさせていただければと思う。

(2) 国民経済計算ワーキンググループの審議結果について

深尾国民経済計算ワーキンググループ座長から、資料4に基づき説明が行われた。

(3) その他

①平成22年度統計法施行状況報告に関する質問事項について、総務省から、資料3に基づき説明が行われた。

②第28回基本計画部会における研究休暇の制度に関する質問事項について、事務局から、参考2に基づき説明が行われた。

③樋口部会長から、平成22年度統計法施行状況に関する今後の審議の進め方について、参考1に基づき説明が行われ、9月15日の第31回基本計画部会において平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書案について審議し、9月22日の第32回基本計画部会で最終的に部会としての報告書案を決定することとなった。

④次回基本計画部会は、9月15日(木)15時から開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>